

## 社会福祉法人慈雲会 特別養護老人ホーム愛敬苑退職金規定

### 第1条（適用範囲）

1. この規程は社会福祉法人慈雲会特別養護老人ホーム愛敬苑（以下、当ホームとう）就業規則第40条に基づき当ホーム職員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は当ホームに雇用され勤務する正職員（以下、職員という）に適用する。但し嘱託及びパートタイマー等の非常勤者には適用しない。

### 第2条（退職金 支給要件）

退職金は満5年以上勤務した職員が次の各号に一に該当する事由により退職した場合に支給する。

#### （1）雇主都合退職

- ①業務上の傷病により退職したとき
- ②在職中に業務上の傷病により死亡したとき
- ③当ホームの都合に準じたものと認められる退職のとき
- ④役員に就任したとき

#### （2）自己都合退職

- ①職員の自己都合により退職したとき
- ②私傷病により休職期間が満了したとき、または休職期間中に退職を申し出て退職したとき
- ③上記以外の休職期間の満了により退職したとき、但し業務上の傷病による休職は除く
- ④在職中に私傷病により死亡したとき
- ④懲戒処分により諭旨解雇したとき

### 第3条（退職金の不支給要件）

1. 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により第8条に規定する自己都合退職金支給率を適用して算定した退職金支給額を減額して支給する場合がある。
  - ①就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
  - ②退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項2号に該当する事実が発見された場合は、当ホームは支給した退職金の一部又は全額の返還を当該職員であった者又はその遺族に求めることができる。

#### 第4条（退職金の計算式）

1. 退職金の計算はポイント制とし、ポイント単価は10,000円とする。
2. 退職金は次の算式により計算し計算額の100円未満は100円に切り上げる。

＜計算式＞

$$\text{退職金額} = (\text{累積勤続年数ポイント} + \text{累積役職等級ポイント}) \times \text{ポイント単価} \\ \times \text{退職事由別係数}$$

#### 第5条（勤続年数ポイントの付与計算）

勤続年数ポイントは、勤続1年を単位として付与するもので勤続年数別に別表1のとおりとする。

#### 第6条（役職等級ポイントの付与計算）

役職等級ポイントは、各役職の在籍期間1年を単位として付与するもので役職等級別に別表2のとおりとする。

#### 第7条（役職等級年数と勤続年数の計算）

1. 本規定の役職等級年数の在籍期間と勤続年数の計算は入職した日から退職した日までの経過年月を通算する。計算は月単位とし1ヶ月未満の日数は、在籍日数15日以上を1ヶ月に切り上げ15日未満は切り捨てる。
2. 勤続年数及び役職等級年数において1年に満たない端数月がある場合は、月割計算を行う。この時小数点以下2位まで求め2位を切り上げる。
3. 役職等級ポイントはそれぞれの役職ポイント単価にその在籍年数を乗じて累計する。月の途中で役職に異動があった場合は、当該月は新役職等級を適用する。
4. 試用期間は勤続年数、役職等級年数に通算する。
5. 業務上傷病による休職期間、その他当ホームが特に認めた事由による休職期間は勤続年数、役職等級年数に通算する。
6. 自己都合休職期間、私傷病休職期間、育児休業期間、介護休職期間は勤続年数、役職等級年数に通算しない。

#### 第8条（退職事由別係数）

退職事由別係数は、雇主都合退職と自己都合退職に区分し、別表3のとおりとする。

#### 第9条（功労金）

在職期間中に、特に功労があると認められた職員が退職する場合、功労金を支給することがある。功労金の額については、その都度理事会において決定する。

#### 第10条（債務等の控除）

当ホームに対して債務のある職員や、当ホームに損害を与えた職員が退職する場合は本人との合意に基づき債務あるいは損害賠償の全部または一部を退職金から控除することがある。

#### 第11条（支払の時期及び方法）

退職金は、退職日の該当する月の翌月末以内に通貨で支給対象者へその全額を支払う。但し、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関への振り込みにより支払うことができる。

#### 第12条（遺族の範囲及び順位）

本人が死亡した時の退職金を受け取る遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の第42条から第45条までに定めるところによる。

#### 第17条（改訂）

この規程は当ホームの経営状況及び社会情勢の変化等により必要と認めるときは、支給条件、支給水準を見直すことがある。

#### 第18条（施行）

この規程は平成28年5月1日から施行する。